

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>埼玉県環境影響評価条例</p> <p>第一条～第三十七条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>第三十九条・第四十条 (略)</p> <p>別表(第二条関係) (略)</p> | <p>埼玉県環境影響評価条例</p> <p>第一条～第三十七条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第三十八条 この条例の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するこ とを含む。)及び土壌の汚染については、適用しない。</p> <p>2) (略)</p> <p>第三十九条・第四十条 (略)</p> <p>別表(第二条関係) (略)</p> |